〇議長 小田 武人君

10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。発言通告に沿って一般質問を行います。

まず、第一に子ども医療費助成について伺います。

1点目に子ども医療費助成については、入院は全国の自治体の73%、通院は57%が中学生まで医療費の助成を行っています。県内では中学3年までの医療費助成を行っている自治体はいくつあるのか。まず最初に伺います。

〇議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

県内 60 市町村における医療費の状況についてお答えします。平成 27 年 4 月 1 日現在では、中学生まで助成している市町村は、入院については 35 市町村で約 58%、通院については 10 市町村で約 17%となっております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

平成26年の調べですとですね、通院については6市町村、そして入院については25市町村だったのですが、そういった点ではふえてきているということになります。ただ、全国的に見ればですね、先ほども言ったように、入院が73%、通院が57%ということで、そういった点では福岡県はまだまだ遅れている状況です。

それではですね、次に2点目として、子供の医療費助成の政策効果をどう見ているのか。この 問題について伺います。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

政策効果についてお答えいたします。

乳幼児・子ども医療費助成対象者に窓口でアンケートを実施しております。始めたばかりですのでサンプル数は少ないですが、子育て世代の負担軽減に役立っているかという設問については、全員役立っているという回答を得ております。また、行政報告にもありましたが、全員協議会でコミュニティ活動状況調査の報告をすることになっております。この中で児童福祉・子育て支援

の充実という項目がございますが、重要度、満足度ともに高い施策の位置づけとなっております。 また、前回調査との比較でも、満足度が高くなっています。これは、乳幼児・子ども医療費助成 などの施策による効果があらわれているものと考えております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろな効果がですね、述べられましたが、一般的に言われている政策効果としてです ね、子育て世代の支援により少子化対策に効果的であるということ。また、子育て世代の定住化 促進に効果的であるということ。そして、子供の医療機関への早期受診を促すというこういった 効果があるというふうに言われています。また、経済効果で申しますと、子育て世帯の定住化に よる人口増、消費拡大が地域産業の活性化につながること。

2点目に子育て世代が移り住むことによって、住民税と固定資産税の増加が図られるという、 こういったふうなことでですね、かなりの政策効果というものがあります。特にですね、やはり この子ども医療費の無料化制度というのはですね、若い世代を、特に、まあこの芦屋町で言えば、 芦屋町に引き寄せるわかりやすいメッセージになるというそういったことが言われています。

次にですね、3点目に行きます。2月13日の県議会で、小川知事は対象年齢の引き上げなど 大幅な拡充を検討するというふうに述べましたが、この発言について、町はどう受け止めている んでしょうか。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

4月に再選されました小川知事の選挙公報にも、子供の医療費助成の拡充というものが掲載されておりました。町としましても、県に対して子ども医療費助成の拡大を要望しておりましたので、実現に向けてできるだけ早く努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

この子ども医療費助成制度、乳幼児医療費支給制度ですね。この問題につきましては、芦屋町 議会としましてもですね、昨年のこの6月議会で福岡県に乳幼児医療費支給制度の中学3年まで の拡充を求める意見書というのをですね、採択して意見書を上げております。やはりこういった

ですね、地方議会の住民の声、議会の声、これが世論と運動によってですね、県政を動かしているということをつくづく感じられるわけなんですけど。小川知事はですね、この中で子ども医療費助成について少子化対策の重要な柱と述べてですね、将来にわたって持続可能な制度にするというようなことをですね、言っておられます。県によりますと、助成対象を小学校6年まで拡大した場合、対象児童数は56万人になるという見通しということなので、県としても考え方としては、小学校6年生までの拡大を考えているというように思いますが、その点について町としてはどう受け止めているのでしょうか。もう一度伺います。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

今、町の制度としましては、通院につきましては小学校6年生まで、入院につきましては中学校3年生まで補助しております。今、川上議員が言いました、小学校6年というのは具体的な形でまだ町のほうには連絡が来ておりませんので、また今後、県のほうからのそういった動きを注視していきたいと思っております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

現在の県の無料化の実施は3歳までとなっています。これは先ほど答弁でありましたよね。あってない・・・・・何います。現在の県の無料化の実施は何歳となっていますか。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

今の県の制度ということでよろしいですか。 (「はい」の声あり)

今現在の県の制度としましては未就学児まで、これは入院、通院ともになっております。所得制限、それから自己負担というものが一部ございます。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

確定ではないにしてもですね、そういった制度を小学校6年生まで。または、それより下がるかもわからん。まだはっきりしたことは出ていませんが、そういった部分までですね、拡大した

場合、一定ですね、やっぱり今まで芦屋町が対象としていた児童数のところ、そこら近所のですね、予算がこれによって県の予算に移り変わってですね、浮いてくるというそういった状況が生まれると思いますが、それはあり得ることでしょうか。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

芦屋町としましては、独自に今まで制度の拡大というものを行ってきております。その制度の 実施に当たりまして、芦屋町乳幼児・子ども医療費助成基金、これを設置して経費に充ててきて おるという経緯はあります。ただ、現在の段階では、県のほうの制度がはっきりしていないこと。 それから、近隣自治体の動向などあるかと思いますので、そういったことにより将来的なものを 判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

まだ、県がですね、はっきりしていないということで、なかなかそういった点では確定していない問題がありますが、ただ確かに言えることは、この医療費の負担軽減策は住民の懐への予算の投入なので大変効果が高いということが言われています。

これは福岡県のですね、統計課のほうにですね、産業連関表というものがあります。これはちょっと聞き慣れないものですけど、内容はどういったものかと言いますと、生産活動を営んでいる各産業は、相互に網の目のように結びつきながら生産活動を行い、家計、企業、政府などの最終需要部門に対し、必要な財政サービスの供給を行っている。ある一つの生産部門は、他の産業部門から原材料や燃料等を購入し、これを加工して、別の財・サービスを生産する。こうして生産された財・サービスは、最終生産物として家計消費部門に供給されるか、あるいはさらに別の生産部門制度の原料等として販売されると。このように各産業は購入、生産、販売という関係が連鎖的につながり、複雑な取引関係を形成している。産業連関表はこのような産業相互間の経済取引の状況を一覧表にしたものであり、これによって経済における各産業の生産循環構造を読み取ることができるということで、県内経済活動の大きさを示すという、こういったものです。これについてですね、専門家による試算では、この産業連関表を使った中では、投じた予算の1.28倍の経済効果を生み出すとこういった地域経済の活性化につながるということを言っております。

そういった点でですね、やはり芦屋町においてもですね、他の自治体に先駆けて、中学校3年

までの通院の無料化ですね。これを早急にやっぱり実現することが必要ではないでしょうか。そ の点について伺います。

〇議長 小田 武人君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

私のほうから答えさせていただきます。川上議員言われるようにですね、効果は全く言われる そのとおりでございまして。やはり、言葉はどうなんですかね。今、地方創生活性化策で、定住 化策等々、いろいろな施策を打ち出さなくちゃいけない中で、芦屋町がイの一番にですね、やる と目立ちますよね。話題性にもなるし、という点では効果があろうかと思っておりますが。ただ、 今言うように県がどこまでやるかというのがですね、ちょっと身勝手な部分で、その辺がちょっ と気になりますので、ちょっと方針というのが出しにくいというのが、現実であるわけでありま す。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

財政的なところも考えていけば、そういった考え方にもなると思いますけど。ただ、この子ども医療費の無料化。もともとは、最初は乳幼児医療費の無料化ということでですね、乳幼児を対象としてものでした。これはやっぱり、岩手県の沢内村の乳幼児が多く医者にかかれなくなり、医者がいないという中で亡くなっていくという、そういったことに心を痛めた村長がですね、その当時どこもやっていなかった町自体で乳幼児の無料化制度をつくって、乳幼児が病院にかかれるようにするという、こういったことを先進的にやってきたわけです。そのときはやはり国からもですね、そういったことはまかりならんということで、国の制度に反するということだということなので、ペナルティも受けたんですけど。しかし、それをはねのけてですね、ずっと継続的にやってきて、拡充させてきたわけです。これが全国に広がっていって現在はですね、さっき言ったように、ほとんどの自治体が中学校まで無料化をやるというような状況になっているという。そういった点ではですね、それによって今度は、県が動かされ、制度をつくっていく。そして国が制度をつくっていくという、そういったふうに自治体が率先して、やっぱりこの制度を拡充してきたわけです。そういった点ではですね、確かに今、県がそういった方向を出しているのであれば、やはり福岡県下の自治体もそういったところをですね、先進的に取り入れていって、県を動かしていくという、そういったことがやっぱり必要であると思います。

この子育て支援対策としての乳幼児・子ども医療無料制度、これはですね、内閣府の調査によ

ってもですね、支援策としては大変効果があるものだということがわかっております。内閣府の「地域の経済2014」によるとですね、子育て支援策が市町村で人口をふやす重要な要因であることがわかりましたとしています。人口がふえた145市町村では子供の医療費助成、保育体制の拡大、住宅建設費の一部補助などが行われているという、こういった点でですね、この子ども医療費助成というのは、人口対策としてもですね、定住化促進策としてもですね、効果のあるものだというふうになっております。

そういった点でですね、町で独自で先進的にもやっていくということも必要です。先進的と言っても、今、福岡県内では先ほども言ったように、中学校まで両方やっている自治体がたくさんあります。進んでいるところは、みやこ町なんかは高校生までやっております。そういった点でですね、取り入れていくことが、やはり芦屋町の定住化促進政策にですね、大きく寄与するということと考えますけど、そういった点でですね、まず中学3年までのですね、実現。そして、県が実現していく中でですね、それを県からの財源をもとにして高校生までの実現を図るという、そういったことをですね、芦屋町が率先して他町より先駆けてやるということではですね、私は定住化促進政策に対して大きく寄与すると思いますが、その点を踏まえて、もう一度町長にですね、この点についての考え方を伺います。

〇議長 小田 武人君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

確かに、本当にさっきの話のとおりでございますが、川上議員の言われるのは、ごもっともでございまして、私も表を持っているんですが、みやこ町が高校生まで。あと添田と田川が中学校3年生まで。この3町が突出しているわけですよね。あとは就学前というのが圧倒的で、遠賀町、芦屋、遠賀郡4町がそれに続いておるということで、これは何を意味するかというとですね、遠賀郡4町の競い合いというか、隣がしたらうちもせな住民がうるさいということの連鎖だと思います。そういう意味で、確かに中学3年までを一気に高校までやると、インパクトがあるのは非常に承知しているわけでございますが、まあ財源等々にらみながらですね、検討したいと思います。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

今後のですね、県の動向を見ながらですね、本当に芦屋町、その、けしからんことですけど、 消滅自治体としての名前を載せられるとかそういったこともあっていますので、それをはね返す

上でもですね、ぜひそういった制度をですね、充実させていただきたいというふうに思います。 続きましてですね、2点目の国民健康保険について伺います。

1点目、2015年度から保険財政安定化事業の対象が医療費1件当たり30万円以上から1円単位に変わりました。今までは医療費1件当たり30万円までを市町村がお金を出して支出するやり方でしたが、これを全ての医療費について市町村が負担し合う形に変えたんです。重症患者を多く抱える自治体の負担を軽減するために、高額に限っての市町村同士の助け合いの制度でしたが、これが1円以上となれば事実上、県単位の保険に変わります。それぞれの市町村では予防・健診に取り組み、医療費を抑制する努力を行ったり、保険料を引き下げるために法定外の繰り入れを行っております。県単位に広域化されれば、市町村の裁量がなくなり、国保財政が悪化し、保険料が上がるのではないかと危惧されますが、見解を伺います。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

平成24年4月の国民健康保険法の改正により、27年度から保険財政共同安定化事業の対象 医療費が全ての医療費に拡大することとなりました。また、本年5月27日には、持続可能な医 療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度か ら都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになりました。県は、財政運営の責任主体と して、県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化や標準化を推進します。市 町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料の賦課・徴収、保健事業などの地域におけるきめ 細かい事業を行うことになります。

国保の広域化についての町の考え方としましては、法として成立したものであり、医療保険制度を維持する観点からも必要なものと認識しており、公費拡充等による財政基盤の強化が図られることなどから、現時点では、国保財政が悪化するとは考えておりません。なお、今後、県により標準保険料率や分賦金の額が検討されていきますので、情報収集に努めたいと考えております。以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

国でですね、決定されたことなので、それに従うということで、保険料が上がるとは考えていないというような考えでしたが、この国保の広域化についてはですね、厚生労働省が現在開かれている国会に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律案を出してですね、言っているわけですけど、この5月26日に参議院の労働委員会で可決を強行

したという状況です。この法律は先ほど言いましたようにですね、国保の財政運営の広域化中心となっており、広域化とは、現在の国保は市町村が個別に運営していますが、これを2018年度から都道府県に変えようということです。この都道府県が国保の財政運営の中心的な役割を担うということで、事務の効率化、標準化を進める。そして、財政基盤の安定化を図る。というようにしていますけど、ただ、先ほども言ったように、国保における最大の問題点というのをですね、やはり、もともとは高すぎる国保料ということに問題があります。この国保料を引き下げるために、芦屋町のように一般会計から国保会計に繰り入れをして、国保税の引き上げを抑えている市町村もあります。広域化になればですね、こういったところのですね、繰り入れをやめさせるという、これをまず一番の狙いがあるといういうように私は考えております。この法案がとおるとですね、次のようなことが進むというように考えられています。

まず第一に、都道府県が市町村ごとに標準保険税を示して、県内での平準化が進み、国保税を引き上げる自治体がふえてくるということ。

2点目に、国保税の引き下げや引き上げを抑えるための一般会計からの繰り入れをさせない仕組みがつくられ、この点からも引き上げが促進されること。

3点目に、都道府県が市町村ごとの保険税収納率を示すことで、市町村での滞納処分、差し押さえなどの強化、滞納による保険証の取り上げなどが進んでいくということ。

4点目に、子供の医療費無料化など、市町村独自で医療費助成制度を実施している自治体への 国庫補助の削減が今後とも温存されていくという、こういった問題があります。

また、別の問題としては、後期高齢者支援金による健保組合など被用者保険の負担の引き上げ、 負担の公平化を口実とした、入院時の給食代の負担の引き上げや、あわせて都道府県の地域医療 構想などによる病院からの追い出しや、ベッドの削減、介護と一体の地域包括ケアシステム構築 による医療給付費の大幅削減などもですね、あわせて行われるというふうに考えます。

やはり、こういったことで広域化が進めばですね、被保険者の負担はふえ、結果として滞納世帯や滞納による保険証の取り上げがふえ、制度としても成り立たなくなることが懸念されています。広域化ではですね、先ほど言ったようにですね、こういった国保の問題についても根本的な解決にはなりません。やはり国保の安定化、持続可能な制度を目指すために必要なことは、広域化することでなくて、今、半減されてきた国庫負担金をもとに戻しですね、国の財政支援を拡充すること。その上で払える国保税に引き下げ、誰もが安心して医療にかかれる国民皆保険制度にしていくという、これがやはり、私は一番急務なことだと思います。そういった点でですね、これはもう国の法律で進められていくことですけど、やはり、私は、これは、国保の広域化はですね、やっぱりやめるべきだというふうに考えていますが、最後に町長にこの国保の広域化についての考えを伺います。

〇議長 小田 武人君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

まさにですね、我が国の医療保険制度の国民の誰もが、いつでもどこでも一定の自己負担で必要な医療を受けることができる国民皆保険制度であるわけであります。この国保につきましては、地域による最後のセイフティーネットとして重要な役割を担っておりますが、本町におきましても、高齢化の急速な進展などにより、医療費の増大、厳しい状況が続いております。国民健康保険の安定的な事業運営を図るため、特定健診・特定保健指導等に取り組んでまいってきておるわけでございます。これからも引き続き、より一層努力してまいりたいと考えております。

広域化につきましては、平成30年度から施行されることであり、これから標準保険料率などが検討されることになっておりますので、情報収集に努めてまいりたいと思っています。また、検討結果により、国保税が急激に上がることのないよう、状況によっては政策的支援として赤字補填も必要と考えております。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、いろいろ計画等あるでしょうが、先ほど言われたように、やはり、芦屋町の町民 の命と暮らしは芦屋町が守るという観点からですね、やはり、保険証の取り上げがないようにで すね、一般会計からの繰り入れ、これもですね、考えてですね、今後対応していただきたいと思 います。

次に2点目としてですね、厚労省の医療保険制度改革骨子(案)を見ると、国民健康保険の改革による制度の安定化では、国保の財政支援を拡充するとして毎年約3,400億円程度の財政措置を行うとしています。平成27年度は低所得者対策強化のために、半額の1,700億円ですが、これが芦屋町ではどの程度になるのか。また、これを財源として活用してですね、先ほど言いました国保料の引き下げ、こういったことができないのか。その点について伺います。

〇議長 小田 武人君

住民課長。

〇住民課長 池上 亮吉君

芦屋町でどの程度になるのかということですけれども、国の資料によりますと、この3,400億円の財政支援で見てみますと、被保険者一人当たりの財政改善効果は約1万円という数字が出ておりますので、1,700億円ということになりますと、その半分ですので、一人当た

り5,000円。芦屋町は大体4,000人くらい被保険者がおりますので、2,000万円程度の財政効果が見込まれるというように考えております。それと、この財源を利用して国保料の引き下げができないかということですけれども、26年度の決算においても、8,000万円の赤字補填をしております。その状況でございますので、2,000万円程度の財政的なものは考えられますけれども、国保税の見直しというのは考えておりません。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

これもですね、財源はそういったふうに国から出るお金を使ってやればどうですかというお話 をしているわけですけども。芦屋町もですね、やっぱり、町長も言われましたように一般会計か らの繰り入れ、これをずっとやってきています。当初は国保基金からの繰り入れをしていたんで けど、国保基金がなくなる中では、一般会計からの直接の繰り入れとこういった状況になってい ます。平成25年におきましてもですね、芦屋町としては8,710万円の繰り入れ、こういっ たことを行ってですね、一定の国保税を抑えるという努力はされております。その点は評価いた します。特にですね、そういった点で、例えば、国保料のモデル世帯の国民健康保険税を見まし てもですね、芦屋町というのは、給与所得が141万円で、40歳代夫婦と子供2人の4人世帯、 これにおきましては、22万5,100円というのがモデル的な国保料となっています。これは 県内で見ましてもですね、56番目の低さということで、そういった点では県内の中では、努力 をされているというところが言えます。また、国民健康保険一人当たりの保険料で見ましてもで すね、7万4,369円ということで、これも県内では43番目ということですね。そういった 点では一定のことをされていますが、ただ、国民健康保険税の滞納の問題にしますとですね、国 保の世帯数が2、318世帯数で、このうちの滞納世帯が212世帯、10%。10件に1件は ですね、滞納されているという状況です。この滞納に対して、芦屋町は短期保険証を121発行 しているという状況です。これの先にあるのが、資格証明書というものがありますけど、この資 格証明書は、芦屋町はゼロということでですね、その点も一定の努力をされているところは評価 できることです。ただ、この短期証明書にしてもですね、これが発行されたとしても、医療にか かれるかというと、やはりなかなか、かかれる状況ではないということで、やっぱりそういった 点では、今の芦屋町の国民健康保険政策の中でも、医療から阻害されている方々がいるというの が事実なことです。そういった点でですね、高すぎる保険料、払えない保険料から払える保険料 にするためにですね、この保険者支援制度の財源をですね、原資として保険料の軽減を行うべき だというふうに考えます。これは、芦屋町だけの問題ではなくてですね、今、全国的にこういっ

た制度ができて、これから財源ができるということで、名古屋市や京都市でですね、とか、ほかにもいろいろなところで、この財源を使って国保加入者の負担軽減を行うという、そういった措置を行っている自治体も多くあります。そういった点でですね、福岡県の中の自治体でもこの取り組みをですね、積極的に行っていくという自治体もありますので、ぜひ芦屋町においてもこの財源を利用して、国民健康保険税の引き下げという、そういったところをですね、やってもらいたいと思います。

先ほどの課長の答弁では、一般会計からの繰り入れのお金がありますので、それが出ているの で、それに補填しますというようなお話だったと思いますけど、しかし、やはりあのもともとや っぱりその、何て言いますかね。例えば、今、芦屋町のその施策として、花火大会とかまた、砂 像展とかね、そういったものが復活しています。それはね、やっぱり産業、観光とか、それから また、外来者をふやしてくるとか、そういった点では、それは、それなりの効果があると思いま すけど。それでは、なぜ芦屋町でこの砂像展とその花火大会をやめたかという理由を見ますと、 それは、きょう午前中の横尾議員の質問にもありましたように、競艇事業がですね、なかなか厳 しい状況になって繰り入れがなくなってきた。それと同時にですね、小泉内閣ができた中で、地 方交付税がどんどんどんどん削減されていって、そしてそれによってですね、やっぱり芦屋町の 競艇からの繰り入れもなくなる中で、毎年8億から15億くらいの基金の取り崩しを行わなけれ ばならなかったと。それと同時に小泉内閣による集中改革プランの押しつけによってですね、行 財政改革をやっていけという、そういったことでいろいろな社会保障の切捨てとか住民サービス の切捨てとか、そういったものが行われたわけです。そんな中で、やはり住民ばっかりにそうい った負担をしていってもね、やっぱりだめなんだから、やはりそういった点では芦屋町としても、 砂像と花火大会は、これはやっぱりやめないと住民にはこういったことを提案できないというこ とで、やめたわけです。その後、一定のきょうの朝の質問にもあったように、一定の競艇からの 繰り入れができてきて、町長の努力とかそういったものの中で、財政的な余裕が出てきたので、 観光面での充実を図るといったことで、こういったことを復活させてね、こうしてきた。それは それで、私はいいと思うんですよ。ただ、問題なのはそうしたら、そのときに切ったほかのもの はどうするのかという問題です。ほかのものは切って、花火大会と砂像だけが復活させるという そういった点では、その財源ができてきたなら、やっぱりほかのものも引き上げなきゃいけない と考えないけんのやないでしょうか。ただ、それを全てまた、そしたらそのときに敬老祝い金を 元に戻すとかそういったことではなくて、やっぱりそれはスパイラルとして、政策として、どん どんどんどん発展せないけんという意味なので、やはり今のニーズにですね、必要なものにすべ きだというふうに思います。それが、やっぱり子ども医療の問題でもあるし、そして、国保の引 き下げ、そういったものにつながってくると思います。そういった点でですね、そういった観点

も踏まえながら、ぜひですね、これも町からお金を出しなさいというわけじゃないですよ。県から下りてくるそういった国保のために使いなさいというお金を使って、それを財源にして、その国保の引き下げはできないでしょうかという、こういった提案をやっているんですけどですね。 ぜひその点をですね、真摯に考えていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

〇議長 小田 武人君

町長。

〇町長 波多野茂丸君

るる、いろいろ御注文が多い質問でございますが。あの今、議員、一つだけお忘れになられておるのではないかと思うんですが、午前中にもちょっとお話しましたように、今から急激に高齢者がふえてくる段階の世代、ここ10年でですね、その後国保の加入者がどっとふえるわけでございます。その後26年度決算は町から8,000万円で済んだけど、じゃあ今から5年先、この8,000万円で済むかというと、恐らく4割から5割くらいアップするんではないかと危惧されるわけでございます。そういうこともいろいろトータル的にですね、やはりいろいろなシミュレーションをしてみないと。まああの川上議員がおっしゃられるとおりやれば、本当、芦屋町、すばらしい町だなあということで、定住化も促進もできると思います。競艇事業お褒めいただきました。これもやはり事業でございますので、いつどうなるかわかりませんので、これにばっかり頼ってやるとですね、また、さきの競艇の一番いいときに、もうお金どんどんどんばん前助金出してですね、やった建物建てた、そしたら今、老朽化。全部なった。それのツケが今、回ってきておるわけでございます。その辺も将来のことを見越していろいろ慎重にですね、シュミレーションしなければならないと思っております。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

町にだけにね、その、やったと言われるように、限界があると思うんで、もう基本的にはさっきも言ったように、国がやっぱり国保に対する財政投入を半減しているということろに問題があるので、そういった点では、私たちも国に対して意見書も議会にも上げていきますし、先ほども言ったようにこの意見書は全国から上がることによって、やっぱり福岡県の乳児医療制度を動かしたように、国のそういった政策をですね、動かすことができると思いますし。それはそれなりに私たちも努力はしてですね、国保をやっぱり、その払える国保料にするために頑張っていきたいと思います。

それでは次にですね、空き家対策について伺います。

平成26年4月に芦屋町空き家等の適正管理に関する要綱が施行され、平成26年11月 19日に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、芦屋町においても、空き家対策は重要 な課題の一つです。

まず1点目に、芦屋町における空き家の件数及び空き家率はどうなっているのかを伺います。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

まず、空き家件数についてですが、空家等対策の推進に関する特別措置法による調査権を行使 して専門業者等による調査は実施しておりませんが、平成25年度に各区長に協力してもらい、 外観目視により把握している件数は78件となっております。

また、空き家率については、住宅土地統計調査の数値をもってお答えさせていただきます。なお、平成25年度にこの調査は実施しておりますが、まだ、調査結果が公表されていないため、平成20年度の調査結果となります。住宅総数6,690件のうち、空き家総数870件で13%という数値になっております。なお、この調査については、町内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びに、これらに居住している476世帯を対象に実施したものであり、現実の数から乖離しているものと思われます。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

一応、芦屋町は78件で13%ということですが、これは全国ではですね、先ほど言われた総務省の住宅統計調査によると、2013年で空き家は820万戸。空き家率は13.5%となっておりますので、まあこの空き家率から見てもですね、全国的な状況であるということが伺えます。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

さきに述べた空き家件数78件のうち、老朽化し地域環境に悪影響を及ぼしていると思われる 空き家は62件ほどあります。なお、その所有者に対して年に2回通知を出し、適正な管理をし

ていただくようお願いしております。また、平成26年度からは老朽危険家屋対策として、二つの補助事業を開始し、解体を促進しています。

平成26年度実績として、芦屋町老朽家屋等解体補助金、補助率が2分の1になります。また、 上限が50万円。これが11件ありました。500万円ほどの補助をしております。また、芦屋 町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金、最大100万円は、1件あり、90万円の補助を行っ ている状況です。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

それではですね、こういったやっぱり老朽化した住宅がですね、多くあると、例えば、家屋の 倒壊の問題なんかもあるんですけど、一つはやっぱりちゃんとした家で、家具とかそういった部 分も置いてあって、空き巣とか窃盗とか、そういった部分の犯罪の温床にもなりますし、また、 近年ではそういった空き家から出火するというね、火事が起こるというそういった状況もあるの で、やっぱりこれについては本当に早急に対策をとって管理をしていかなければならないことで すが、この間、空き家対策特別措置法ができたわけなんですけど、芦屋町には先ほど言った、芦 屋町空き家等の適正管理に関する要綱というのがありますが、この関係はどのようになるのでし ょうか。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

以上になります。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

それでは、この空き家対策特別措置法の中で位置づけられている特定空き家の位置づけという

のは、これはどういったふうになっているのでしょうか。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定義が定められています。1番目が、倒 壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。2番目に、著しく衛生上有害となるおそれのあ る状態。3番目に、適切な管理が行われてないことにより著しく景観をそこなっている状態。 4番目に、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空 き家等をいう、となっています。具体的には、柱が傾いている、屋根が変形しているといった安 全性に問題がある空き家や、動物の糞尿やごみが放置され悪臭が発生している、シロアリが大量 に発生しているなど衛生面に問題のある空き家などが挙げられています。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

それでは、こういったですね、特定空き家に対してですね、今度の特措法の中では、市町村に 与えられた権限というのが出てきていると思いますが、それはどのようなものでしょうか。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

特別措置法の規定に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ、計画的に実施するため、国の基本指針に即して定めるものがいくつかあります。この協議会の中で、この計画を定めていくのですが、九つほどありまして、1番目が経過期間。それから2番目に対象地区。3番目に対象とする空き家の種類。4番目に今後の空き家対策の基本的な指針。5番目に空き家等の調査に関する事項。6番目に適切な管理の促進に関する事項。7番目に特定空き家等に対する措置その他の特定空き家等への対処に関する事項。8番目に空き家及び空き地の活用の促進に関する事項。9番目に空き家等対策の実施体制に関する事項となっています。この中にですね、決めなくちゃいけない部分、町ができる部分というのがありまして、特定空き家に定めた場合に今、家が建っている土地については、税制上6分の1の軽減措置が図られております。これを勧告することによって6分の1の減免がなくなるということになります。また、行政代執行による解体も行えるようになっております。

以上でございます。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

それではですね、行政代執行もできるということで、やっぱりこれはかなりのですね、権限が 委譲されているわけなんですけども、そういったことをやっていく上で、町としてもその情報を 把握するとかそういった問題なんかも出てくるんですけど、こういったことに対して、今度の特 措法の中ではですね、自治体に対しての財政上の措置、またはいろいろな税制上の措置、支援で すね、そういったものが出ていると思いますが、それの内容についてはどのようになっているの でしょうか。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

まだ、この協議会が設置されたばかりで、まだ今からの検討になっていくと思われます。 以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

それでは、その3点目の空き家を有効活用する対策をとり、定住促進などに活用する考えはないのか。これについてはどういった考えでしょうか。

〇議長 小田 武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長 井上 康治君

現状として定住促進につながる空き家をリフォーム等により、有効活用する対策はありません。 これにつきましても、4月から発足した芦屋町空き家等対策協議会の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

〇議長 小田 武人君

川上議員。

〇議員 10番 川上 誠一君

先ほどの国からの財政措置の中にですね、こういったふうなところで移住関連の情報の提供、 相談支援を配置した場合、こういった場合には、その国からのですね、経費の支援が行われると いうこういったことも特措法の中にうたわれつつあると思うので、ぜひそういったものを活用し

てですね、担当者を配置して、やはり定住促進にですね、進めるようにですね、十分ですね、取り組んでいただきたいと思います。

最後にですね、この問題についてのですね、やっぱり行政代執行とかそういった部分もあるも のについてなので、やはり留意点をですね、やっぱり述べておきたいと思います。

まず第一にですね、空き家の倒壊防止については、周辺住民と所有者など、関係者の十分な合意や納得によってこそ、効果的に進められるということです。全国で制定された空き家対策の条例の多くは、自治体が行っている助言や行政指導を条例として体系化することで法的な根拠を明確にして、対策を推進しやすくすることによってその眼目があります。行政指導とは、強権や懲罰に基づく法令とは違い、当事者の協力や合意によって政策の目的を達成するものです。だからこそ多くの自治体では、条件つきの助成や支援を受けながらまた、所有者への粘り強い相談と説得を続けて合意を目指しています。合意形成こそ倒壊防止対策の基本である以上、合意のない氏名公表、また強権措置や合意や協力を損なうおそれがあり、その発動についてはですね、慎重の上にも慎重を期さねばならないというふうに考えます。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。

〇議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。